

アメリカにおける制定法解釈と解釈原則(2)

福 永 実

序 論

- 1 解釈原則の概観と整理
 - 1.1 言語的解釈原則
 - 1.2 実体的解釈原則 (以上, 広島法学 47 卷 3 号)
- 2 解釈原則の正当化根拠
 - 2.1 法解釈目的論と解釈原則
 - 2.1.1 民主的答責性の確保
 - 2.1.2 法の支配の実現
 - 2.1.3 解釈原則の規範的正当化
 - 2.2 小括
- 3 言語的解釈原則の正当化
 - 3.1 立法者意思による正当化
 - 3.1.1 直感的論法
 - 3.1.2 通常用法との合致
 - 3.1.3 立法実務との合致
 - 3.2 法の支配による正当化
 - 3.2.1 法体系の維持
 - 3.2.2 法解釈の客観性・中立性・予測可能性
 - 3.3 小括 (以上, 本号)

2 解釈原則の正当化根拠

裁判官が条文解釈に際し参照する「外部資料」には、解釈原則以外にも先例や立法資料、行政機関の解釈基準などがある。これらと対比して明らかのように、解釈原則は司法部に由来する。そのため「法解釈の正統性」の問題として、法解釈に際して解釈原則を用いると司法の価値判断が混入してしまうのではないかと懸念が生じる。

一般に解釈原則の正当化は、立法者意思、立法慣行、普通の人々の常識、

憲法上の価値、司法の政策判断との適合性などから語られる⁽¹⁴¹⁾。本章では、アメリカ法解釈学説における法解釈目的論を概観し、それにより後章にて検討する解釈原則の規範的正当性を論じるための諸概念を整理する。解釈原則の規範的正当性は、制定法解釈における裁判官の役割や権限の問題と密接不可分だからである。

2.1 法解釈目的論と解釈原則

2.1.1 民主的答責性の確保

まず、法解釈の目的を民主的答責性 (democratic accountability) の確保に置き、制定法の立案を通じた立法者 (立法権を有する国民代表部門 = 議会) の企図の実現に司法解釈の正統性を基礎付ける立場がある。この立場によれば、裁判官は、議会 = 立法者との関係ではその「忠実な代理人 (faithful agent)」と捉えられる (忠実な代理人理論)。

この観点からは、解釈者の認識と立法者意思との落差を最小化する上で、条文に加え何を参照するのが望ましいかが問われる。

この点について、立法者の実際の意図を重視するインテンショナリズムは、立法資料の優位性を主張する。

これに対しテクスチュアリズムは、立法者の主観的意思は把握しようがなく、「法的共同体において共有された解釈慣行」に沿って法文を読み、立法者の客観的意思を把握すべきである、との立場を取る⁽¹⁴²⁾。スカリアは次のように述べる。「十分な言語能力を備えた合理的読者であれば法文制定時に法文をどのように理解したか、ということに基礎付けて、所定の事実と条文を適用する⁽¹⁴³⁾。」

そのためテクスチュアリズムは、法解釈に際し辞書のほか、上記のような

(141) Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 913.

(142) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 29-31.

(143) *Id.* at 33.

解釈の仕方が慣行化したもの、つまり解釈原則（特に言語的解釈原則、わけでも文法的解釈原則）の利用が望ましいと考える⁽¹⁴⁴⁾。

このように解釈原則は立法者の現実的意図の実現を必ずしも直接的に目指すものではない。しかし解釈原則が「法的共同体において共有された解釈慣行」である以上、テクスチュアリズムは解釈原則の存在と内容を、読み手 (reader) だけでなく書き手 (writer)、即ち立法者も認識していると想定する。そこで解釈原則を利用した法解釈は、結果として立法者意思の実現にも寄与する。このように、テクスチュアリズムはインテンショナリズムと同じくオリジナルリズム（又は忠実な代理人理論）であり⁽¹⁴⁵⁾、解釈原則は立法者意思を探求する道具として認識されてきた。但し、この立場での立法者意思は、より客観化されたものを指すのである⁽¹⁴⁶⁾。

2.1.2 法の支配の実現

以上に対し、法解釈の目的を、民主的答責性ないし立法者意思とは無関係に、法の支配 (rule of law) の実現に置く立場がある。ここで法の支配の価値は、法体系の整合性 (coherence)、法適用の客観性 (objectivity) ないし中立性 (neutrality)、適用結果の予測可能性 (predictability) などを包括的に指すものとする⁽¹⁴⁷⁾。

(144) John F. Manning, *Legal Realism & The Canons' Revival*, 5 Green Bag 2d 283 (2002), at 290-291; Amy Coney Barrett, *Congressional Insiders and Outsiders*, 84 U. Chi. L. Rev. 2193 (2017), at 2203, 2209; Brudney & Ditslear, *supra* note 11, at 46.

(145) Caleb Nelson, *What is Textualism?*, 91 Va. L. Rev. 347 (2005), at 354.

(146) Gluck, *supra* note 8, at 181, 199; Barrett, *supra* note 144, at 2204. バレットは、テクスチュアリズムが想定する忠実な代理人理論について、「テクスチュアリストは、…自らを議会ではなく公衆の代理人とし、立法者ではなく法に忠実であると見なす」と定義する。*Id.* at 2195.

(147) Eskridge, *supra* note 41, at 576. ここでの中立性とは道徳的価値判断としての中立性ではなく、法適用の客観性を言い換えたものである。

(ア) 法体系の整合性確保

まず法解釈の目的を、立法の不完全性を前提に、既存法体系の整合性確保と捉える立場がある。ルウェリンが「裁判所は全体としてのわが国の法の中から全体として意味あるものをつくる努力をしなければならない。」と述べ⁽¹⁴⁸⁾、またスカリアが「法の体系は意味あるものであるべきで、法文の意味の許容範囲内でそのようにするのは裁判所の責任である。」と述べたのがその例である⁽¹⁴⁹⁾。整合対象は制定法の内部構造のみならず、合衆国法典、最高裁の先例、憲法、背景的規範、コモン・ロー上のルールなど、制定法の外部構造にも広がる⁽¹⁵⁰⁾。そして解釈原則は、統治機関の行動を統制し、実定法秩序に適合させる上で役立つ、と捉えられる⁽¹⁵¹⁾。

(イ) 法解釈の客観性・中立性確保

次に、法解釈の客観性・中立性の実現に価値を置く立場がある。法適用が客観的で中立的であることは、法体系の整合性維持の前提条件とも言え⁽¹⁵²⁾、両者の区別は相対的なものである。この立場は、何を参照することが裁判官の解釈裁量の統制に役立つかを問い、例えばスカリアは、解釈原則の利用こそ、ルールに基づいた客観・中立的解釈を帰結し得る点を強調する⁽¹⁵³⁾。仮に裁判官の主義主張が異なっていたとしても、同一の解釈原則を下に「合理的な人々は制定法をどう解釈するか」を議論することで結論が一定の枠に収ま

(148) ルウェリン・前掲註 (9) 37 頁 (Llewellyn, *supra* note 15, at 399.)。

(149) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 252-53.

(150) Krishnakumar, *supra* note 62, at 225.

(151) 例えば、シェブロン解釈原則は、制定法解釈の全国統一性確保の機能があると指摘される。Peter L. Strauss, *One Hundred Fifty Cases Per Year: Some Implications of the Supreme Court's Limited Resources for Judicial Review of Agency Action*, 87 Colum. L. Rev. 1093 (1987), at 1211.

(152) Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 962.

(153) Scalia & Garner, *supra* note 13, at xxviii-xxix.

る可能性が高まり、裁判官の主観的解釈が防止できるのである⁽¹⁵⁴⁾。但し、ルウェリンなどリアリストは、解釈原則の客観性について懸念を示してきたのであった。

(ウ) 法解釈の予測可能性確保

更に、法解釈の結果に対する公衆の予測可能性の確保を目指す立場がある。特に、法の適用を受ける市民＝「読み手」の法理解を重視する立場からは不可欠の要請である⁽¹⁵⁵⁾。例えばスカリアは、「法の意味を、立法者が何を公布したかではなく、立法者が何を意図したかによって決定することは、民主的政治、あるいは実に、公正な政治とさえも相容れない⁽¹⁵⁶⁾。」と述べ、またバレットは、「法規範が市民に向けられているならば、受け手がするように裁判所が法規範を解釈するのは賢明かつ公正である⁽¹⁵⁷⁾。」と述べる。そして解釈原則が「法的共同体において共有された解釈慣行」であるならば、解釈原則を用いた法解釈は公衆の予測可能性の確保に資する。

2.1.3 解釈原則の規範的正当化

上記のように解釈原則の規範的正当化には、大きく、①立法者意思の実現（民主政）の視点、及び②司法部の義務・責任（法の支配）の視点、が区別できる。

解釈原則の中には、両観点から正当化できるものもある。例えば「通常の意味の原則」は、立法者は「通常用法」に従って法文を作文したはずなので、その用法通りの解釈は立法者意思に沿う。同時に、法文の「通常用法」に従った解釈は客観・中立的で、市民の予測可能性の確保にも資する⁽¹⁵⁸⁾。

(154) Gorsuch, *supra* note 1, at 917; Gluck & Posner, *supra* note 6, at 1331.

(155) Nelson, *supra* note 145, at 352.

(156) Scalia, *supra* note 16, at 17.

(157) Barrett, *supra* note 144, at 2209.

しかし、これら二つの視点は相互に矛盾する契機をはらむ。一方は立法者意思の実現を目指すか、他方は法文の体裁を整える作用 (coordinating judicial behavior) を含み、場合によっては立法者意思を犠牲にする。法文の調整について司法部が立法部より優位に立つ当然の理由はなく、これをどのように正当化するかは難問である⁽¹⁵⁹⁾。

おそらくこの点が影響してか、法解釈学説の中には、法の支配の諸価値が立法者意思の実現と矛盾しないとの説明を試みる見解が見られる。立法者はすべての将来事象を予測できないから、仮に裁判所が継続的かつ中立的に利用する解釈原則が存在し、かつ、立法者がその適用結果を想定できるならば、立法者は解釈原則を踏まえて法文作成に従事できる。即ち、解釈原則は特定条件下では立法の背景原理 (background principles) を構成する (以下、立法背景論という)。マニングは次のように述べる。解釈原則が「たとえ立法スタッフの意識的あるいは主観的期待に対応していなかったとしても、それら解釈原則は議会に効果的な包摂と排除の線引き手段を与え、それにより立法部の優越 (legislative supremacy) は促進される⁽¹⁶⁰⁾。」

以上の立法部視点に対し、逆に司法部視点から解釈原則の正当化を見出す立場もある。裁判所は所定の解釈原則を使用し続けることで、法文表現の正確性や望ましい価値判断 (確立した法的思考様式、法体系、憲法価値のほか、司法独自の政策判断) について議会の立法判断に影響を与えることができる⁽¹⁶¹⁾。例えば、「無意味な解釈の禁則」は立法実務の実態を反映していない

(158) Eskridge, Brudney, & Chafetz, *supra* note 83, at 237.

(159) Krishnakumar, *supra* note 5, at 140-141; Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 963.

(160) John F. Manning, *Inside Congress's Mind*, 115 Colum. L. Rev. 1911 (2015), at 1942. *See also* Mendelson, *supra* note 12, at 86; Eskridge, *supra* note 16, at 679; Eskridge & Frickey, *supra* note 19, at 67; Nelson, *supra* note 145, at 391-393. 立法背景論への異論として、*See* James J. Brudney, *Canon Shortfalls and the Virtues of Political Branch Interpretive Assets*, 98 Calif. L. Rev. 1199 (2010), at 1212-1213.

(161) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 16, 51, 61; Eskridge & Frickey, *supra* note 19, at 66-67.

から有用ではないとの主張に対し、スカリアは、むしろ制定法は注意深く立法される「べき」であり、散漫に挿入された文言に対する裁判所の無視が常態化すれば、ますます立法実務が散漫になる、と反論している⁽¹⁶²⁾。あるいはまた、書き手（立法者）は時に読み手（普通の人々）の読解慣習を誤って理解することがあるが、「解釈原則は、言語的慣習を明示することで、通常の英語話者が法文をどのように理解しているかを確認する分かり易い方法を議会に提供する⁽¹⁶³⁾。」つまりこの立場（以下、議会教育論という。）は、解釈原則が立法部の行動態様を拘束することを是認する。しかし、始まりは司法部由来であっても当該解釈原則の帰結を受容するのは立法部なので、立法部の優越に反しない⁽¹⁶⁴⁾。

このように解釈原則の正当化の作業において、法の支配は何らかの形で立法者意思と整合するように意識されているのが特徴的である。以上は、アメリカ法における忠実な代理人理論に対する強い関心の故ではないかと思われる⁽¹⁶⁵⁾。

ところで、上記の法体系維持や中立・客観性、予測可能性（告知）といった法の支配の価値は、それ自体、公共性のある法的価値ではあるものの、権力分立、連邦主義、立法過程の熟慮といった憲法由来の価値とは一応区別される⁽¹⁶⁶⁾。そして制定法解釈では、立法者意思の実現を犠牲にしてそれら憲法価値の実現が、裁判官の責任において目指されることもある。

そこで解釈原則の規範的正当化は、結論としては、①立法者意思の実現、②法の支配の価値の確保に加えて、これらとは完全に無関係な③憲法的価値の実現、という三つの視点に区別できる⁽¹⁶⁷⁾。法の支配の価値のみならず、憲

(162) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 179.

(163) Barrett, *supra* note 144, at 2204.

(164) Amanda L. Tyler, *Continuity, Coherence, and the Canons*, 99 Nw. U. L. Rev. 1389 (2005), at 1393, 1406, 1420, 1461.

(165) Nelson, *supra* note 145, at 386.

(166) Shapiro, *supra* note 9, at 946; Eskridge, *supra* note 41, at 555.

(167) Eskridge, *supra* note 41, at 576-580.

法的価値の実現の視点についても、忠実な代理人理論の下でなぜ裁判官に立法修正的解釈が許されるのか説明を要する⁽¹⁶⁸⁾。

2.2 小括

個別の解釈原則は、以上の規範的価値のいずれかにより正当化される。なお、以上の規範的価値の中の 하나가他の価値に優先するというわけではない。どの価値を犠牲に何の価値を実現しようとするのかは、究極のところ決まることがない⁽¹⁶⁹⁾。

但し解釈原則の存在目的（正当性）が立法者意思の把握に役立つ点にあるのなら、当該解釈原則が真にそのような機能を果たすものかが問われるべきである。同様に、それが法体系を保持し、立法実務に影響を与える点にあるのだとすれば、当該解釈原則が真にそのような機能を果たすものかが問われる。このように、解釈原則の正当性は、その存在意義に即して議論されるべきである。しかし、この点は解釈の実践においてほとんど自覚されていない⁽¹⁷⁰⁾。

一般に、言語的解釈原則は文法則や立法実務に正当化根拠を持つため立法者意思の再現に寄与し、かつ、価値判断を伴わないため客観・中立的解釈を実現しやすいとされる。これに対し実体的解釈原則は、憲法やコモン・ローその他の背景原理に由来するので立法者意思への寄与の要素は薄く、また価値判断を伴うためその客観性・中立性について学説上の批判が多い⁽¹⁷¹⁾。

個々の解釈原則の正当化は、本来、個別的に検討する必要がある。しかし本稿では、以下、個々の解釈原則に言及しつつも、大きく言語的解釈原則（3）と実体的解釈原則（4）に区別して解釈原則の正当化を分析することとする。

(168) Gluck & Posner, *supra* note 6, at 1328-1329; Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 925-926, 1017-1018.

(169) Eskridge, *supra* note 16, at 681; Eskridge, *supra* note 41, at 585.

(170) グラックとポズナーの実証研究によれば、連邦控訴審裁判官のほとんどは個々の解釈原則の正当性を説明できないという。Gluck & Posner, *supra* note 6, at 1329.

(171) Krishnakumar & Nourse, *supra* note 42, at 180-81.

3 言語的解釈原則の正当化

3.1 立法者意思による正当化

3.1.1 直感的論法

前述の通り、言語的解釈原則は、一般に立法者意思との適合により正当化できるとされる⁽¹⁷²⁾。

例えば、立法過程での交渉の結果として立法者は文言Aをあえて挿入したのだから、文言Aは文言Bとは異なる意味を企図していたはずであり（無意味な解釈の禁則）、また立法者はあえて特定の事柄を明記したのだからそれ以外の事柄の排除を意図していたはずであり（否定的意味の原則）、また立法者は一つの条文を挿入することで他の条文が無意味となることをするはずはなく（制定法全体解釈則）、また異なる制定法間で同一文言は同一の意味として規定されているはずである（法典全体解釈則）⁽¹⁷³⁾。

このような根拠付けは、実際に多くの合衆国最高裁判決でも見られる。しかし、この論法は立法者が既存の法律や先例を十分了解の上で立法活動をしている、との素朴な直感に基づくに過ぎず、解釈原則の正当性を基礎付けるには実証性に欠ける。

3.1.2 通常の用法との合致

次に言語的解釈原則は、それが「普通の人々（ordinary people）」が法文を理解する際に使用する「通常の用法」に沿う点で正当化が図られる。

この正当化は普通の人々＝読み手の理解との適合性を問題とするもので、立法者意思と関わりがない。但し、同一言語集団に属する書き手＝立法者も

(172) Barrett, *supra* note 80, at 117.

(173) Krishnakumar, *supra* note 5, at 85-86, 144; Scalia & Garner, *supra* note 13, at 176; Eskridge, et al., *supra* note 102, at 606.

概ね同じ「通常の用法」に即して立法しているはずだから、通常の用法通りに解釈することは立法者意思の実現にも資する。

スカリアは次のように述べる。「制定法集の文言の意味は、指で数えるよりは多い議員が理解していたと示し得る意味に基づいて決定されるべきではない。むしろ、コンテキストと通常の用法に最も合致し、従って（制定法の対象となる市民は言うに及ばず）制定法の文言に票を投じた議会全体が理解していた可能性が最も高い意味に、そして、当該条項が組み込まれることになる周辺の法体系に最も適合する意味に基づいて—その適合性については、議会は常に心に留めていると我々は寛大なる擬制 (benign fiction) によって想定するが—決定されるべきである⁽¹⁷⁴⁾。」

このように通常の用法論は、普通の人々の用法を媒介として法の客観的理解を導き得るとして、個別の解釈原則を正当化する。

ところで言語的解釈原則は、しばしばその全てが通常の用法論により正当化されると説明されている⁽¹⁷⁵⁾。確かに文法的解釈原則は「通常の用法」による正当化に馴染む。一方、構造的解釈原則についてはどうか。これについても言語慣習との合致から正当化する見解がある。例えばスカリアは、「関連用語の原則」や「否定的意味の原則」が常識的 (commonsensical) 語法である、と指摘するが⁽¹⁷⁶⁾、ネルソン (Caleb Nelson) は、法律素人も使うこれら解釈原則は法文についての立法者意思を把握するのに役立つ、とする⁽¹⁷⁷⁾。しかし、「制定法全体解釈則」や「法典全体解釈則」のような構造的解釈原則は、英文法や法文の置かれた個別的な脈とは無関係に法体系上の整合性を重視するものであり、普通の人々＝読み手の「通常の用法」と合致するとは限らない。例

(174) Green v. Bock Laundry Mach.Co., 490 U.S. 504 (1989), at 528 (Scalia, J., *concurring*). See also Manning, *supra* note 54, at 2398.

(175) Brudney & Ditslear, *supra* note 11, at 12; Brudney, *supra* note 160, at 1203.

(176) Scalia, *supra* note 16, at 25-26.

(177) Nelson, *supra* note 145, at 383-84. See also Scalia & Garner, *supra* note 13, at 198.

えば「無意味な解釈の禁則」の前提に反し、普通の人々にとって言葉の冗長さは、むしろ法文の理解を容易にする側面もある⁽¹⁷⁸⁾。従って、構造的解釈原則については、通常の用法論のみで正当化することは留保される。

また、通常の用法論による正当化は、当然、個別の解釈原則が真に「通常の用法」に沿うものであることが前提となる⁽¹⁷⁹⁾。そして近年の実証研究に依れば、文法的解釈原則のうち「shall/may 原則」や「接続詞原則 (and/or)」, また構造的解釈原則のうち「関連用語の原則」は普通の人々の使用態様と強く整合するのに対し、文法的解釈原則のうち「直前の先行語句の原則」と、構造的解釈原則のうち「否定的意味の原則」については、普通の人々の使用態様と齟齬がある、と指摘されている⁽¹⁸⁰⁾。

3.1.3 立法実務との合致

そこで次に、言語的解釈原則は立法実務の実際と整合するので立法者意思の観点から正当化できる、との見解を取り上げる。例えば「無意味な解釈の禁則」は、特定の法文表現の意味は一つにする、との実務慣行を原則化したものである、など。

従前より、この種の議論に対しては、「単一の立法者が時間を超越して同一意思を保持し続け、立法の体系的完全性を図るべく立法活動に従事している」と想定するもので非現実的である、との批判がある⁽¹⁸¹⁾。

(178) Mendelson, *supra* note 12, at 81-82.

(179) 読み手重視の立場も、実証研究によりこの探求が図られるべきことは認める。Barrett, *supra* note 80, at 117, n29; Barrett, *supra* note 144, at 2204.

(180) Tobia, Slocum & Nourse, *supra* note 23, at 271 & Table 4. また「普通の人々」は法文を「通常の用法」に限定せず必要に応じて専門用語として理解する傾向があることも指摘されている。Kevin Tobia, Brian G. Slocum & Victoria Nourse, *Ordinary Meaning and Ordinary People*, 171 U. Pa. L. Rev. 365 (2023), at 372.

(181) 法典全体解釈則を単一立法者論の観点から批判する見解として、William W. Buzbee, *The One-Congress Fiction in Statutory Interpretation*, 149 U. Pa. L. Rev. 171 (2000), at 179-180.

これに対し、近年、立法手続や立法過程との整合性から解釈方法論を構想すべき、との有力な学説は異論を唱える。この学派（ノース、グラック（Abbe R. Gluck）、クリシュナクマールら）は、法文理解のための言語慣習の主体として「読み手」ではなく「書き手」の理解を重視し、その把握の方法として立法過程の実証研究を重視する。しかし「書き手」重視とはいえ、あくまで実証研究を通じた客観的立法者意思を考察する立場であり、立法者の現実的意図を重視するインテンショナリズムとは区別される⁽¹⁸²⁾。

上記の立場からは、問題は「合理的な単一立法者」との想定がリアリズムに耐え得るかではなく、立法実務に「単一の起案慣行」が存在すると「構想」すべきかが問われる⁽¹⁸³⁾。そこで立法実務との整合性による正当化は、当該解釈原則がどれだけ「書き手」＝立法実務の考え方に近いか、またそれを司法部が認識しているか否かによって実証的に測定されるべきこととなる。なお立法者と裁判官の間の解釈慣行の共有は、意図的ではなく偶然合致する場合であっても良い。

しかしメンデルソン、及びグラックとブレスマン（Lisa Schultz Bressman）の実証研究によれば、言語的解釈原則の全てが立法実務と整合するものでもない。

メンデルソンの実証研究によれば、ロバーツ・コートは（以下、本文中の丸番号はロバーツ・コートにおける解釈原則の利用頻度順位、括弧内の左の割合は利用率、右の割合は実際に解釈の結論に利用された承認率を指す。）、①④「関連用語の原則」（3%、79%）と②①「同類解釈則」（1.6%、73%）をほとんど利用していない⁽¹⁸⁴⁾。しかしグラックとブレスマンの立法過程研究によ

(182) Gluck, *supra* note 8, at 181, 199; Barrett, *supra* note 144, at 2200-2201.

(183) Krishnakumar, *supra* note 5, at 83, 89, 132-133. クリシュナクマールは、裁判所は法典全体解釈則の適用に際し「法は特定の立法起案慣行に従って立法されている、あるいはされるべきである」と推定していると分析し、これを「起草慣行のコモン・ロー」(common law of drafting practice) と呼称する。Id.

(184) Mendelson, *supra* note 12, at 140 & Appendix Table 1.

れば、立法スタッフの71%は⑭と⑰の存在を認識していないにもかかわらず、制定法の文言リストは「常に又はしばしば (always or often)」相互に関係していると回答している⁽¹⁸⁵⁾。つまり、⑭と⑰の解釈原則は、結果的に、立法実務の実際と整合する⁽¹⁸⁶⁾。

他方、ロバーツ・コートが最も利用する解釈原則についてはどうか。この点、「ある事柄の明記はその他の事柄の意図的排除を意味する」との考え方(①「否定的意味の原則」(18.6%, 75%))を立法にあたって「常に又はしばしば (always or often)」使用している立法スタッフは33%に過ぎない⁽¹⁸⁷⁾。また、「複数の用語AとBは、それぞれ独自の意味をもつ」との考え方(③「無意味な解釈の禁則」(13.2%, 70%))については、立法スタッフの62%は(③の名称を知りつつも)「時々(45%)」又は「ほとんど(18%)」しか使用していない⁽¹⁸⁸⁾。「合衆国法律集に収録された制定法内の同一用語は同一の意味である」(④「法典全体解釈則」(11.5%, 75%))との考え方を、全く無関係の法分野間であっても「常に又はしばしば (always or often)」利用している割合は9%に過ぎない⁽¹⁸⁹⁾。

「無意味な解釈の禁則」が立法実務で使用されていないのは、法規範が複数領域に幅広く適用されるよう用語を意図的に追記する必要性、政治集団が特定用語の使用を求めるといった政治的理由、用語の法的意味の正確性の確保、立法者間の同意形成のハードルの下げやすさが原因とされる⁽¹⁹⁰⁾。

また「法典全体解釈則」についても、縦割り型委員会システム、立法起草

(185) Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 933.

(186) グラックとブレスマンは、立法実務ではその存在が認識されていないが、考え方は立法実務のそれに近い解釈原則を「近似原則 (approximation canon)」と呼称している。 *Id.* at 906-907, 949.

(187) *Id.* at 932.

(188) *Id.* at 934.

(189) *Id.* at 936.

(190) *Id.* at 934-935; Leib & Brudney, *supra* note 62, at 740.

者の複数責任制, 提出法案の一括法形式化の多用といった制度的理由により, 統一的立法技術を全連邦法に一貫的に適用することは実際的ではないとされている⁽¹⁹¹⁾。

以上は, 集団間交渉による決定を重視し, 法的緻密さをそこまで重視しないアメリカ的立法過程の特性から裏付けられる⁽¹⁹²⁾。こうしてアメリカ連邦議会の立法実務は, 構造的解釈原則の一部について, それらが司法過程で多用されていることは認識していても立法技術としては評価していない⁽¹⁹³⁾。「書き手」重視の解釈理論からは, 書き手が拒否する解釈原則は正当化し得ない。と同時に, 「議会教育論」を経由しての正当化も図り得ない⁽¹⁹⁴⁾。従って構造的解釈原則の一部については, やはり立法実務との整合性の観点からも正当化できない。

もっとも, 「法典全体解釈則」については注意を要する。同原則は諸論文において(グラックとブレスマンの立法過程研究を引用して)最も立法実務と乖離した解釈原則であると紹介されることがあるが, 同研究で示された数値は「関連法ではない制定法を参照する場合」という限定がついたものである⁽¹⁹⁵⁾。「法分野が関連する場合に, 複数の制定法間で同一用語は同一の意味で用いられる」との考え方を「常に又はしばしば (always or often)」利用し

(191) Jesse M. Cross, *When Courts Should Ignore Statutory Text*, 26 *Geo. Mason L. Rev.* 453 (2018), at 457-58; Krishnakumar, *supra* note 5, at 106, 133-134; Scalia & Garner, *supra* note 13, at 170-171; Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 936-937.

(192) Brudney & Ditslear, *supra* note 11, at 103.

(193) グラックとブレスマンは, 解釈原則の存在と内容は承知されているものの立法実務においてその考え方が否定されている解釈原則を「拒絶原則 (rejected canon)」と呼称している。Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 906-907, 949.

ちなみに, 行政機関の規則 (rule) 起草者がする制定法解釈でも同種の傾向が見られ, これは, 立法起草に関与する行政官が立法実務と知識を共有していることが影響しているとされる。Walker, *supra* note 22, at 1027-1030.

(194) Gluck, *supra* note 8, at 185; Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 954.

(195) Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 936-937.

ている割合は40%を超える⁽¹⁹⁶⁾。なお後述の通り、ロバーツ・コートが法典全体解釈則を利用する際に制定法間で実体的関連性がある割合は66.2%である。前述の通り、法典全体解釈則には様々な形態があり⁽¹⁹⁷⁾、借用法律の原則や⁽¹⁹⁸⁾、連邦法が州法の存在を契機に制定された場合など、立法者の検討を経たと評価できるケースでの法典全体解釈則は、立法者意思の観点から正当化できると考えられる⁽¹⁹⁹⁾。

またロバーツ・コートが頻繁に用いる②「制定法全体解釈則」(15.2%, 76%)については、グラックとブレスマンの研究ではデータが取られていない⁽²⁰⁰⁾。他方でショープは、上下両院の議員法律顧問(legislative counsel)の意識調査として、近年の立法では制定法の内部的体系性は重視されていると評価している⁽²⁰¹⁾。「書き手」重視の見解からは、制定法全体解釈則も正当化できらるだろう⁽²⁰²⁾。

(196) *Id.* at 932, Figure 4.

(197) 福永実「アメリカにおける制定法解釈と解釈原則(1)」広島法学47巻3号(2024年)29～30頁参照。

(198) ここでは、法文あるいは立法資料により、法文表現が特定の法規範(模範法、借用法律、参照による組込み(incorporation by reference)の対象法律)に由来することが明らかでない場合に当該法文表現の先例解釈を参照することを指す。ロバーツ・コート(2005～2017年開廷期)の多数意見の13.4%が用いている。Krishnakumar, *supra* note 5, at 111, Table 5.

(199) *Id.* at 112, 146-147, 155. ショープも、近年の立法実務では関連法分野ごとの体系性は重視されているとし、関連法分野の法文表現の解釈を参照することは望ましいと述べる。Shobe, *supra* note 28, at 857-858.

(200) Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 932.

(201) Shobe, *supra* note 28, at 858-859.

(202) また制定法全体解釈則は、連邦や多くの州における立法便覧において基本原則として言及されていることから、立法者意思と抵触しないとの評価もある。Eskridge, *supra* note 14, at 89-90.

3.2 法の支配による正当化

以上の通り、言語的解釈原則の中には立法者意思の観点から（「書き手」「読み手」の立場を問わず）正当化し切れないものがある。そのような解釈原則、例えば「無意味な解釈の禁則」や「法典全体解釈則」の一部の形態については、率直に立法者意思以外の視点からの正当化を検証する必要がある。

3.2.1 法体系の維持

(ア) 実証研究

まず解釈原則の持つ法体系維持機能による正当化の可否を検討する。ところで、解釈者が言語的解釈原則を利用する意図が立法者意思の実現ではなく法体系の整合性確保にある、と評価できるのはなぜか。言語的解釈原則全般を通じた実証研究は皆無であり、ここではロバーツ・コートの法典全体解釈則に関するクリシュナクマールの実証分析（前述）を参照する。

クリシュナクマールによれば、ロバーツ・コートでは制定法解釈の際に「他の制定法」を参照する意見が少なくとも一つ含まれる割合は32.5%であり、概ね法典全体解釈則は頻繁に使用されていると評価できる⁽²⁰³⁾。

しかしロバーツ・コートは法典全体解釈則を適用する際、比較するA法とB法の制定時期（制定法間の時間的關係性）にほとんど配慮しない⁽²⁰⁴⁾。制定法はそれぞれ固有の時代状況を背景に制定されるため、たとえ同一法体系に属する法律同士でも同一文言が異なる意味を持つことはあり得るから、同時代性に何ら配慮がないのは「書き手」重視の立場からは疑問が生じる⁽²⁰⁵⁾。ま

(203) 最高裁の先例、明白な意味の原則、実際の帰結（practical consequence）の考慮、制定法全体解釈則に次いで利用されている。Krishnakumar, *supra* note 5, at 96-97, & Table 1.

(204) 両法の制定年次の差異が5年以内のものであったのは29.6%、そもそも制定時期に言及した意見は5.6%に過ぎない。Id. at 104-105.

(205) Id. at 88. See also Anuj C. Desai, *The Dilemma of Interstatutory Interpretation*, 77 Wash. & Lee L. Rev. 177 (2020), at 202.

た「読み手」重視の立場からも、テクスチュアリズムは「制定当時の法文の意味」を重視するから⁽²⁰⁶⁾、法典全体解釈則が制定年次に配慮なく利用される状態は、結局のところ立法者意思の把握の道具として利用されている訳ではないと言える。

またロバーツ・コートにおける法典全体解釈則の適用事例において、A法とB法間に主題的関連性(subject matter relatedness)がある割合は66.2%、関連性がない割合は31.5%であり、ロバーツ・コートは法典全体解釈則の適用において主題的関連性だけでなく法文の外形的類似性にも着目している⁽²⁰⁷⁾。

こうして、法典全体解釈則を用いる際の複数の制定法間の時間的及び主題的關係性の希薄性から、当該解釈原則を利用する意図に、立法者意思の実現や通常の用法に即して読解するとの作業以外の要素が見出される。それは即ち、「合衆国法律集は体系的に無欠完全であるべきだ」との司法政策である⁽²⁰⁸⁾。

(イ) 司法による法文調整作用の正当化の議論

問題は、法体系は完全であるべきとの想定の下に、裁判所が一部の言語的解釈原則を通じ、立法者意思と関わりなく、法文の意味を設え直すことの当否である。そもそも、法文調整の作業は法創造作用を不断に含む。次章で見る実体的解釈原則については、憲法価値の実現という観点から正当性を求め

(206) 「オリジナリスト (Originalist) は、テクスチュアリストと同様、法律が制定された当時の人々が言葉の意味をどのように理解していたかを重視する。これらの人々が法を作る権限を有していたからである。」 Barrett, *supra* note 3, at 864. See also Frank H. Easterbrook, *The Role of Original Intent in Statutory Construction*, 11 Harv. J. L. & Pub. Pol'y 59 (1988), at 61; Nelson, *supra* note 145, at 358, 383.

(207) Krishnakumar, *supra* note 5, at 107-109, 135. なお、ここでの制定法の関連性 (subject matter relatedness) は、一般的法分野 (刑事法, 反差別法, 知的財産権法など) に属する事柄を規制するものか否か、という程度の広範な定義が用いられている。 *Id.* at 107, n101, 171.

(208) *Id.* at 83; Desai, *supra* note 205, at 199.

る余地があるのに対し、憲法上、制定法の相互整合性を確保する司法活動がなぜ正当化し得るのか、特に忠実な代理人理論を所与とする場合に議論があり得る⁽²⁰⁹⁾。

前述の通り、法体系保持の機能を果たす解釈原則は結果的に議会の立法技術に寄与するとして、立法者意思との接続を図る見解（立法背景論）がある。しかし「書き手」重視の解釈理論からは、実証研究により書き手＝立法者が拒否する解釈原則の正当化は否定される。同様に、これを經由しての「議会教育論」による正当化についても否定される。

これに対し「読み手」重視の解釈理論からは、むしろ書き手こそ読み手の読解慣習を率先して知るべきであり（議会教育論は「読み手」重視の立場に馴染む⁽²¹⁰⁾）、解釈原則の内容は、立法者が起案時に原則の適用結果を予想しやすいものでありさえすれば足り⁽²¹¹⁾、書き手の理解を反映している必要は無い。この立場に依れば、解釈原則の利用は必ずしも「議会」の理解しない意味で法文を修正することにならない。とはいえ、「制定当時の法文の意味」の展開が実証し得ない言語的解釈原則は、やはり「読み手」重視の立場からも正当化できないであろう。

他方で、同じく法の客観的意思の探求を重視する立場は、裁判官が「合衆国法典の守護者」として制定法間の一貫性を図ることを許容する⁽²¹²⁾。前述で引用した通り（脚注 174）、スカリアが法文の意味を理解する際に重視しているのは、普通の人々の通常の用法論と並び、法体系との整合性である。例えばスカリアは、「関連法の解釈原則」に関わって、立法者が法体系との整合性

(209) Krishnakumar, *supra* note 5, at 140; Gluck, *supra* note 8, at 187.

(210) 「裁判所は、議会が一般の読者の言葉で立法しているというデフォルトの推定を採用する権限があり、当該推定は、議会自身のデフォルトとは異なるという証拠に直面しても維持される…。」 Barrett, *supra* note 144, at 2205.

(211) Mendelson, *supra* note 12, at 76, 86-88; Barrett, *supra* note 144, at 2202-2203; Nelson, *supra* note 145, at 386; Manning, *supra* note 160, at 1942-43.

(212) Gluck, *supra* note 8, at 186. *See also* Tyler, *supra* note 164, at 1394, 1421, 1428-1429.

を保つように立法しているとの想定は非現実的と難じた上で、むしろ「立法者が何を意図すべきだったか」という評価に置くべきとし、その際、法の体系は「意味あるもの」であるべきで、その保持は裁判所の責任に係るとする⁽²¹³⁾。つまりスカリアによれば、「関連法の解釈原則」の正当性は法体系の整合性を保持すべき裁判官の義務に求められ、立法者意思や立法実務の反映にはない。

それ故、「裁判所が行った類似法の解釈」も、それを立法者が認知しているかに関わりなく、法体系の一貫性保持のために参照されるべきこととなる⁽²¹⁴⁾。

この難問についてグラックは、一般的連邦コモン・ローの存在を否定した *Erie R.R. Co. v. Tompkins*, 304 U.S. 64 (1938) に関わらず、連邦法解釈に際しての連邦裁判官の連邦コモン・ロー制定権限に根拠付け得る余地を指摘する⁽²¹⁵⁾。

一つの説明ではあるが、しかしグラック自身が指摘する通り、解釈原則の行使を連邦コモン・ローの作用とした場合、連邦コモン・ローであるが故に当該解釈原則を連邦議会が立法により覆し得ること、また裁判官に対し先例拘束性を生じさせることとなる。通常、これらの点を裁判官は受容せず⁽²¹⁶⁾、解釈原則の実際と整合する説明はまだ十分ではない。

(ウ) 主題的関連性による正当化

裁判官の権限に法体系の無欠性保持を認める余地があるとしても、当然に

(213) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 252.

(214) Krishnakumar, *supra* note 5, at 86-87. なおロバーツ・コートの多数意見は、法典全体解釈則を使用する際にその68.1%が別の制定法の類似表現を解釈した最高裁の先例を参照しており、一般的傾向にあると言える。 *Id.* at 101.

(215) Gluck, *supra* note 8, at 202; Abbe R. Gluck, *The Federal Common Law of Statutory Interpretation; Erie for the Age of Statutes*, 54 Wm. & Mary L. Rev. 753 (2013), at 779, 807, 810; Abbe R. Gluck, *Justice Scalia's Unfinished Business in Statutory Interpretation; Where Textualism's Formalism Fell Short*, 92 Notre Dame L. Rev. 2053 (2017), at 2070. *See also* William Baude & Stephen E. Sachs, *The Law of Interpretation*, 130 Harv. L. Rev. 1079 (2017), at 1122.

(216) Gluck, *The Federal Common Law of Statutory Interpretation*, *supra* note 215, at 757.

全ての実定法を体系化する必要があるとは言えず、何らかの線引きを要する。この点、クリシュナクマールは、主題が共通する法律間の意味の整合性を図ることは、司法の義務として同じものを等しく扱う (horizontal equity) 点で望ましいと評価する⁽²¹⁷⁾。つまり法典全体解釈則の正当化において、制定法の主題的関連性 (relatedness of statutory subject matter) は、立法者意思によって基礎付ける場合のみならず、司法義務論による場合も必須の要素である。

その上でクリシュナクマールは、法典全体解釈則の中でも次のような形態であれば、主題的関連性と政策的共通性を理由に正当化し得るとする。即ち、法領域は異なるが主題的関連性のある制定法間 (例えば連邦法-州法) の規定が相互に矛盾する場合に両者を調和的に解釈する形態 (調和的読解則)⁽²¹⁸⁾、また特定法分野における専門用語 (terms of art) に関する解釈先例を「一貫的語法の推定 (presumption of consistent usage)」として参照する場合である⁽²¹⁹⁾。

他方で、「無意味な解釈の禁則」⁽²²⁰⁾、「用語変化の有意性の推定」の形態は⁽²²¹⁾、

(217) Krishnakumar, *supra* note 5, at 144-145. See also Tyler, *supra* note 164, at 1426.

(218) Krishnakumar, *supra* note 5, at 146-147, 154. クリシュナクマールは、一方の法令が他方の法令に直接言及している場合や、2つの法令間に実際に矛盾がある場合にのみ、調和的解釈に踏み込むべきであるとする。我が国における最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁 (徳島市公安条例事件大法廷判決) や最判昭和53年12月21日民集32巻9号1723頁 (高知普通河川管理条例事件) における所与の法体系を踏まえた条例の法律適合解釈の方法が想起されようか。

この形態の解釈原則をロバーツ・コート (2005～2017年開廷期) の多数意見の8.8%が用いている。Id. at 111, Table 5.

(219) Id. at 136, 147-150. 専門用語 (terms of art) とは、例えば license (許可), knowingly (故意に) などを指す。

(220) 類似の制定法間で異なる用語が採用されている場合に、そこに有意な語義的相違があるとの推定。ロバーツ・コート (2005～2017年開廷期) の多数意見の28.2%が用いている。Id. at 111, Table 5.

(221) ある解釈を採用すると別の制定法の法文が無意味となる場合に当該解釈を避ける解釈。ロバーツ・コート (2005～2017年開廷期) の多数意見の3.2%が用いている。Id. at 111, Table 5.

等しいものを等しく扱う合理性はなく、単に「連邦法体系に無駄な法文はない」という司法独自の政策判断を反映させたものに過ぎない。クリシュナクマールは、上記二形態の「法典全体解釈則」は法体系維持の観点からも正当化できず、廃棄すべきだと主張する⁽²²²⁾。

クリシュナクマールの見解は、「法典全体解釈則」について述べたものである。これに加え、カバノー裁判官は、「無意味な解釈の禁則」についても、それが単なる司法政策に過ぎない場合があることを認める。仮に複数の法文表現が冗長だとしても、全体として意味が明らかに通じる場合にあって異なる複数の意味に捉えようとするからである⁽²²³⁾。

3.2.2 法解釈の客観性・中立性・予測可能性

仮にある言語的解釈原則が法体系の整合性維持(司法の義務)の観点から正当化し得るとしても、解釈原則が客観的中立的に適用される条件下で初めて法体系は秩序あるものとして存在し得る⁽²²⁴⁾。

客観・中立性についても、それ自体が直接、解釈原則を正当化するとの議論と、そのことが間接的に立法者意思の実現に寄与し得る点で正当化する議論が見られるが⁽²²⁵⁾、いずれにせよこの立論は、解釈原則がまさに客観的・中立的に適用され得ることが所与となる。

前述の通り、一般に言語的解釈原則は、裁判官の間で適用のブレ幅は小さいと言われる。まず「通常の意味の原則」や文法的解釈原則は、「読み手」が法文をどう読解できるかの視点を強調するものだから、これら解釈原則の適

(222) *Id.* at 144-153.

(223) Kavanaugh, *supra* note 54, at 2161-2162. See also Krishnakumar, *supra* note 78, at 1306-1313.

(224) Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 962.

(225) グラックとプレスマンの実証研究によれば、司法部による構造的解釈原則の適用が常態化すれば立法スタッフはこれに影響を受けると回答したことが報告されている。*Id.* at 954-955.

用は一般に客観・中立的であり、また解釈の予測可能性も確保しやすい⁽²²⁶⁾。

構造的解釈原則についても中立性を根拠に正当化する見解がある⁽²²⁷⁾。ノースは、「制定法全体解釈則」は端的に条文中の個別文言のみを文脈抜きで抽出するので、裁判官独自の主観的解釈を防止できる利点を述べる⁽²²⁸⁾。しかし、読み手重視の観点からは、「普通の人々」は、制定法全体や法典をくまなく調べて意味を探したりしないから、予測可能性は期待できないとの指摘もある⁽²²⁹⁾。

(ア) 実証研究

以上の一般論議に対し、言語的解釈原則が必ずしも中立的に適用されていないことは、個別の判例研究等でしばしば指摘されてきたほか⁽²³⁰⁾、実証研究も積み上がってきている。

まず、ブラッドニーとディツリアの実証研究（前述）によれば、レンキスト・コートの5人の保守系裁判官は、言語的解釈原則をリベラルな解釈（28.6%）ではなく保守的解釈（62.9%）のために利用する傾向が高く、同じくバーガー・コート及びレンキスト・コートの9人のリベラル系裁判官も、保守的解釈（34.4%）ではなくリベラルな解釈（57.4%）のために言語的解釈原則を利用する傾向が高かった。ブラッドニーらは、裁判官達が意図的に解釈原則を悪用しているとまでは言えないものの、少なくとも解釈原則そのものに裁判官

(226) Eskridge, *supra* note 14, at 35-37; Krishnakumar & Nourse, *supra* note 42, at 180-81; Brudney, *supra* note 160, at 1203.

(227) Eskridge, *supra* note 14, at 88; Eskridge, Brudney, & Chafetz, *supra* note 83, at 237.

(228) ノースの主張は、近年の合衆国最高裁が品詞分析を駆使して法文を細分化するゲリマンダーリングの手法を多用することから、解釈の客観性を確保する上で構造的解釈原則の有用性を説くものである。Victoria Nourse, *Picking and Choosing Text; Lessons for Statutory Interpretation from the Philosophy of Language*, 69 Fla. L. Rev. 1409 (2017), at 1412-13.

(229) Mendelson, *supra* note 12, at 81-82.

(230) Eskridge, *supra* note 41, at 548-549.

の解釈裁量を統制する中立性保障の機能は働いていないと分析する⁽²³¹⁾。そのためブラッドニーらは、立法背景論による正当化にも否定的である⁽²³²⁾。

次にメンデルソンは、ロバーツ・コートの解釈原則の利用実態に関する実証研究において、解釈原則が二つ以上参照されるにつれ、解釈の結論に利用されない解釈原則が複数生じることを示した上で、解釈原則が司法の解釈裁量を統制し、解釈の予測可能性をもたらすとは言えないと評価する⁽²³³⁾。

最後にクリシュナクマールは、ロバーツ・コートにおいて「法典全体解釈則」は解釈の決め手というよりは結論の補強として用いられる傾向にあること⁽²³⁴⁾、裁判官の間ではその思想や好みの法解釈方法論と関わりがなく同原則が利用されている点を実証的に指摘する⁽²³⁵⁾。他方で、ロバーツ・コートにおいて「法典全体解釈則」を利用する際にどの「制定法」を参照するか合意が見られない割合は21.4%であり⁽²³⁶⁾、関連法の参照基準が確立されていない結果、裁判官の主観的意向に沿う関連法が選択される危険性を指摘する⁽²³⁷⁾。

(イ) 解釈原則の法的性質

(231) Brudney & Ditslear, *supra* note 11, at 57-60, & Table X, 97. またブラッドニーとディツリアによれば、5対4などの僅差で意見の分かれた法廷において、立法資料を用いた少数意見に対し、多数意見が言語的解釈原則を主として用いて「法文は明確である」として論駁したケースを紹介し、そこから、裁判官が言語的解釈原則を用いて自己の政策判断を立法者意思よりも優先させる思考様式を示していると分析する。 *Id.* at 77-88. See also James J. Brudney, *Faithful Agency versus Ordinary Meaning Advocacy*, 57 St. Louis U. L.J. 975 (2013), at 983-986.

(232) Brudney & Ditslear, *supra* note 11, at 105.

(233) Mendelson, *supra* note 12, at 105-106. メンデルソンもまた立法背景論による正当化を否定する。

(234) Krishnakumar, *supra* note 5, at 100, & Table 3.

(235) *Id.* at 98-99, & Table 2, 103.

(236) *Id.* at 127.

(237) *Id.* at 83, 89, 131, 138; Desai, *supra* note 205, at 184.

以上の諸研究は、70年前のルウェリンのテーゼを実証的に追証するものである。結局のところ、言語的解釈原則といえども、一切、価値判断と無縁ではない。その理由として、法文を「読み手」「書き手」のいずれの理解を元に解釈すべきか、「通常の意味」とは何か⁽²³⁸⁾、ある用語を「通常の意味」と「専門用語」(technical term)のいずれで理解すべきか⁽²³⁹⁾、といった理論的問題とは別に、ある条文読解の際、言語的解釈原則の中で文法的解釈原則と構造的解釈原則のいずれを選択するか、文法的解釈原則の中で、あるいは構造的解釈原則の中でどの解釈原則を利用するか、という選択が裁判官に許されていることに起因する。

特に構造的解釈原則は、その適用において解釈者の価値判断に強く左右される。例えば、「関連用語の原則」や「同類解釈則」を適用する際、一連のリスト上の用語の共通項として何を設定するか(解釈の射程は何か)⁽²⁴⁰⁾、「制定法全体解釈則」において複数の条文間でどのように論理的推論を働かせるか、裁判官の個人的感覚が不可欠である⁽²⁴¹⁾。

メンデルソンは、解釈原則が客観性を保持し得ない要因として、解釈原則の適用条件の曖昧性、解釈原則の不適用の理由の多様性、承認率の不定性、他の解釈素材(先例や辞書、立法資料)との選択基準の欠如、を挙げる⁽²⁴²⁾。

結局のところ、以上の問題は、解釈原則の法的性質論の問題に帰着する。そもそも多くの解釈原則は法原理ほどの強い先例拘束性を有さず、それゆえ、個別の裁判官に解釈原則の適用のあり方に拘束力を及ぼし得ない。憲法上、法解釈権限が司法権の総体ではなく裁判官個人々に帰属するからである⁽²⁴³⁾。

(238) Eskridge, *supra* note 14, at 83; Eskridge, *supra* note 41, at 557-558.

(239) Tobia, Slocum & Nourse, *supra* note 180, at 381-385. 合衆国連邦最高裁において法的辞書の利用により定義が確定された用語の一覧として、*Id.* at 444-450.

(240) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 207; Eskridge, *supra* note 41, at 558-559, 576; Kavanaugh, *supra* note 54, at 2160-2161; Krishnakumar, *supra* note 78, at 1306-1313.

(241) Krishnakumar, *supra* note 78, at 1313-1317.

(242) Mendelson, *supra* note 12, at 105-106, 108-109, 123-129.

ルウエリンの懸念は解消されていない。

3.3 小括

以上の通り、言語的解釈原則の正当化については、大きく、立法者意思の反映を志向するものと、それとは無関係に法の支配の価値実現を志向するものとの違いがある。

個別の言語的解釈原則は、いかなる正当性に支えられているのか自覚的に検討されるべきであり、その結果、正当性に疑問符がつく解釈原則がある場合、裁判官は、その正当性の程度に応じ個別的判断が求められる⁽²⁴⁴⁾。

しかし後者の法の支配の観点については、解釈原則に先例拘束性が働かないことから理論的な適用基準が構築できず、結果、解釈原則の予測可能性も確保し得ないため、これのみで正当化するのは困難である⁽²⁴⁵⁾。

そのような次第で、結局、総じて多くの裁判官は解釈原則の正当性を、不確かではあれ民主的正統性を有することは確かな立法者意思に求める傾向にある⁽²⁴⁶⁾。書き手重視の立場からは、立法者意思との関係性で正当化できるもの(関連用語の原則、同類解釈則など)に限って解釈原則は利用されるべきで、逆に「無意味な解釈の禁則」や⁽²⁴⁷⁾、「制定法全体解釈則」や「法典全体解釈則」の一部の形態など、立法者意思との関係性で正当化できないものは放棄すべき、と指摘するものもある⁽²⁴⁸⁾。

他方、法の支配の観点から解釈原則の正当化を図ろうとする場合、その正当性の弱さに鑑み、解釈原則の発動要件の確立とその一貫的適用が探求され

(243) Gluck, *supra* note 8, at 183-184; Gluck, *Justice Scalia's Unfinished Business in Statutory Interpretation*, *supra* note 215, at 2064-2067.

(244) Eskridge, Brudney, & Chafetz, *supra* note 83, at 275.

(245) Gluck, *supra* note 8, at 179-180.

(246) *Id.* at 187; Barrett, *supra* note 80, at 120.

(247) 無意味な解釈の禁則は、法律用語を厳密に区別する我が国でこそ役立つかもしれない。田中英夫「英米における制定法の厳格解釈」法学セミナー 149号(1968年)92頁。

るべきと言える⁽²⁴⁹⁾。例えばクリシュナクマールは、「法典全体解釈則」の適用要件として、①比較対象法がそのモデル法などであるかどうか、②制定法間に司法による調整を要する程度の矛盾があるかどうか、③複数の制定法が同一主題を扱うものかを問うべきであるとし、更に③同一主題性について関連法の制定時期、同時代性に注意を払うべきであると提案する⁽²⁵⁰⁾。

解釈原則の理論的課題は、裁判官が解釈原則を利用する際の選択基準の提供を含む統制の方法にあると考えられるが、結局、その理論化に立法者意思による基礎付けが大きな比重を占めることは否定し得ないように思われる⁽²⁵¹⁾。

本章で検討した言語的解釈原則は、我が国の行政法解釈でも当然に営まれており、典型的には、原告適格の判断における「関係法令の趣旨・目的」の参酌原則（行政事件訴訟法9条2項）がそれであろう⁽²⁵²⁾。そこでの論争の一つに、「目的を共通にする関係法令」の範囲の設定があり、最大判平成17年12月7日民集59巻10号2645頁（小田急線連続立体交差事業認可処分取消訴訟事件）は「厳密な意味で当該処分の処分要件ないし義務的な考慮要素」が規定されたものである必要は無く、「根拠法令の目的を推認させるような法令」であれば足りるとするものと理解されている⁽²⁵³⁾。原告適格という権利救済場面であるが故に関係法令の範囲を幅広に捉え、「当該法規の解釈に影響のありそうな法規は（実際に影響するかどうかはともかく）すべていったんは

(248) Mendelson, *supra* note 12, at 135-136. グラックは、過度に長大な制定法や複数の委員会が立法に関わった制定法の中の用語や、異なった立法間の用語について制定法全体解釈則／法典全体解釈則を適用することは、明確な証拠が無い限り抑制されるべきだと主張する。Gluck, *supra* note 8, at 202-203.

(249) Tobia, Slocum & Nourse, *supra* note 23, at 235.

(250) Krishnakumar, *supra* note 5, at 148, 154-155.

(251) Gluck, *supra* note 8, at 211-212.

(252) 最判平成元年2月17日民集43巻2号56頁（新潟空港訴訟事件）、最大判平成17年12月7日民集59巻10号2645頁（小田急線連続立体交差事業認可処分取消訴訟事件）など。

参照され、結果として当該法規の解釈に影響あった法規が関連法規に当たる⁽²⁵⁴⁾」という考え方を取ることも、一般論としては首肯できる。しかし、その思考過程において、法解釈の体裁を整えるために関係法令が参酌される懸念も指摘されているところ⁽²⁵⁵⁾、抽象的には、基準機能なき解釈原則は裁判官による関係「法令」のチェリーピッキングを許容しかねない。

関係法令の参酌は、原告適格の場面のみならず、通常の個別行政法解釈においても用いられる⁽²⁵⁶⁾。同解釈原則に類するアメリカにおける「関連法の解釈原則」の正当性は、元来、解釈の素材が制定法であって立法部に由来し立法者意思に基礎付け得るとする見解もあれば⁽²⁵⁷⁾、逆にスカリアのように法体系の整合性を保持すべき裁判官の義務に求める見解もある。しかし我が国では、こうした解釈学的基礎付けは必ずしも明確ではなく⁽²⁵⁸⁾、特に後者の見解に立つ場合、関係法令の明確な適用基準の確立が理論的に求められよう⁽²⁵⁹⁾。

(続く)

(253) 森英明「判解」判解民平成17年度917頁。これに対し神橋一彦「原告適格論と憲法の視点」立教法学82号(2011年)256頁(註9)は、関連法令は「《一体として当該処分について行政権の行使に制約を課す規範ないし規範群を形成するもの》に属する必要がある」との理解を示す。

(254) 桑原勇進「原告適格に関する最高裁判例」ジュリスト1310号(2006年)15～16頁。

(255) 芝池義一『行政救済法』(有斐閣, 2022年)65頁, 藤田宙靖『行政法総論(下)新版』(青林書院, 2020年)75頁註(2)(「法解釈のアクロバット」), 長谷川佳彦「判批」民商法雑誌142巻1号(2010年)79頁(「技巧的な解釈論に陥るおそれ」)。

(256) 最判令和6年3月26日判タ1523号72頁(犯給法)について, 児玉弘「判批」法学セミナー833号(2024年)125頁, 福永実「判批」民商法雑誌160巻6号(2025年)掲載予定参照。

(257) Cf. Krishnakumar, *supra* note 5, at 84; Shobe, *supra* note 28, at 858-859.

-
- (258) 但し関連法令の目的参酌原則について、宇賀克也『行政法概説Ⅱ（第7版）』（有斐閣、2021年）203頁が関係法令の制定による根拠法令の目的規範の更新を述べるのは立法者意思寄りの論拠であるのに対し、大橋洋一「行政事件訴訟法制の整備」前掲註（37）122頁が法律間での「規律水準やその格差について立法者の合理的な意図が伴っているとは思われない場合」の不可欠の法律解釈とするのは、司法義務論寄りの論拠である。米田雅宏「行政事件訴訟法9条2項を再読する」民商法雑誌160巻4号（2024年）634～638頁は、社会情勢の変化に対応しつつ複雑な利益調整を行う行政法の特徴を踏まえた場合に法体系ベースの法解釈の方法に注目すべきと解くが、ここでの両者の視点を共に踏まえたもののように思われる。
- (259) 概ね、「行政過程における利益調整の在り方」における関連性（小林久起『行政事件訴訟法』（商事法務、2004年）219頁）を有するか否かが最低限の指標であろう。目的は形式的には共通するが「関係法令」としては消極的に評価されるものとして、自転車競技法と風営法につき、清野正彦「判解」判解民平成21年度692頁、村上裕章「原告適格拡大の意義と限界」論究ジュリスト3号（2012年）106頁参照。